

若者の広島への定着・回帰に向けた意識醸成業務公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、本県のポジティブイメージの浸透を図り、居住地選択において想起集合に広島県が入る状態を創出することで、受け皿となる施策の効果を最大限高めることを目的とし、リブランドの専門的な知識や豊富な実践経験を有する民間事業者に業務を委託する。

(2) 業務内容

別紙「若者の広島への定着・回帰に向けた意識醸成業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額

100,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限 【様式1】

令和7年9月5日（金） 午後5時

(2) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、電子メールにより【様式5】を提出すること。

ア 参加申込出場所

広島県経営企画チーム

《送付先アドレス》 soukeiei@pref.hiroshima.lg.jp

イ 参加申出期限

令和7年9月1日（月） 午後1時

ウ 説明会開催日

令和7年9月2日（火） 午後3時

エ 説明会開催場所

オンライン（参加希望者へは、詳細を別途通知する。）

(3) 仕様書等に関する質問書提出 【様式2】

ア 提出期限

令和7年10月1日（水） 午後5時

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。

送付先アドレス：soukeiei@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「若者の広島への定着・回帰に向けた意識醸成業務についての質問」とすること。

ウ 質問に対する回答

令和7年10月6日（月）に、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールにより回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。また、質問に対する回答は、公募型プロポーザル参加資格を有する者がした質問にのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県総務局経営企画チーム

《住所》 〒730-8511 広島市中区基町10番52号

《電話番号》 082-513-2414（ダイヤルイン）

イ 提案書提出期限

令和7年10月10日（金） 午後5時

ウ 提出書類

「若者の広島への定着・回帰に向けた意識醸成業務 提案書作成要領」による書類

エ 提出方法

持参又は郵便等による。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。郵送の場合は、郵送後、広島県総務局経営企画チームに電話にて受領の確認を行うこと。

(5) 提案書に関する審査

審査は、第1次審査を書面で行い、その中から高得点を獲得した提案者5者について第2次審査をプレゼンテーションにて行い、選定委員会の審査により最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。第2次審査は第1次審査の得点を持ち越さない。

なお、提案者が5者を超えない場合は、第1次審査は実施しない。

①第1次審査実施予定日：令和7年10月16日（木）※応募者の対応は不要

②第2次審査実施予定日：令和7年10月22日（水）

実施方法：オンライン

③結果通知日：令和7年10月23日（木）

※全委員の合計点が最低基準点300点（満点（500点）の6割）に満たない提案は選定しない。

※プレゼンテーションは、提案書で実施すること。（追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。）

※提案書の再提出は、(4) 提案書提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

※参加申込書を提出した後、企画提案書の提出を取り下げ場合は、速やかに「取り下げ願い書」【様式4】を提出すること。なお、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取り下げ願い書」を提出すること。また、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

【単独企業の場合】

(a) 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの。写し可）

※広島県内に事業所等が全くないなど、納税義務がない場合を除く

(b) 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの。写し可）

(c) 会社概要説明書【様式3】

(d) 電子データの保存等に関する申出書【様式8】

※ただし、広島県の令和5～7年物品・委託役務競争入札参加資格を有している場合は、納税証明書の提出は必要ないものとする。

【企業グループの場合】

(a) 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの。写し可）

※広島県内に事業所等が全くないなど、納税義務がない場合を除く

(b) 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの。写し可）

(c) 会社概要説明書【様式3】

(d) グループ構成書【様式6】

(e) 委任状【様式7】

(f) 電子データの保存等に関する申出書【様式8】

※ただし、広島県の令和5～7年物品・委託役務競争入札参加資格を有している場合は、納税証明書の提出は必要ないものとする。

イ 申請書等の提出は、持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記2（1）の期限までに必着することとする。また、郵送及び電子メールによる場合は、件名を「若者の広島への定着・回帰に向けた意識醸成業務」とし、送付または送信後、提出先（広島県総務局経営企画チーム）に電話にて受領の確認を行うこと。

《送付先アドレス》 soukeiei@pref.hiroshima.lg.jp

《電話番号》 082-513-2414（ダイヤルイン）

(7) 最優秀者として選定されなかった者に対する通知等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県総務局経営企画チームに対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和7年10月29日（水）までに、その旨を記載した書類を提出す

ること。

エ 上記に対する回答は、令和7年11月5日（水）までに、書面で行う。

- (8) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。（ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払いすることができることとする。）
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションに関する費用は、参加者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
 - ア 提出された提案書等は、返却しない。
 - イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり。
- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
適用なし。

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 契約書（案）
- (3) 仕様書
- (4) 様式類
 - 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】
 - 仕様書等に対する質問書【様式2】
 - 会社概要説明書【様式3】
 - 取り下げ願い書【様式4】

公募型プロポーザル説明会参加申込書【様式5】

グループ構成書【様式6】

委任状【様式7】

電子データの保存等に関する申出書【様式8】

(5) 提案書作成要領

(6) 提案書審査基準

【問い合わせ先】

広島県総務局経営企画チーム

担当：野地、別役、浅沼

電話：082-513-2414（ダイヤルイン）

E-mail：soukeiei@pref.hiroshima.lg.jp